

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の2 省略 (指定地域密着型サービス事業者の指定基準)</p> <p>第6条の3 地域密着型サービス事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条の2 省略 (指定地域密着型サービス事業者の指定基準)</p> <p>第6条の3 地域密着型サービス事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)</u>とする。</p> <p>以下省略</p>